

にほんばし

「目黒新富士」

手軽な富士参りで信仰心を満足させたという。遠方に見える本物の富士と新富士の対比、満開の桜が彩る一枚。江戸期は山岳信仰が盛んな時代。富士山への登山者が増加する一方で、江戸の各地に人造の、小さな富士山、が築かれ、



広重「名所江戸百景」共同通信刊

日本橋法人会における インボイス制度の取り扱いについて

公益社団法人日本橋法人会は、消費税法上の免税事業者に該当するため、 インボイス制度に係わる適格請求書発行事業者の登録は行っていません。

当会へお納めになられた会費等の取り扱いについては、以下の通りとなりますので、ご了承をお願いいたします。

消費税の取り扱いの詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

- •通常期費 課税対象外
- ・研修等の都度お納めになる参加費等 課税対象(仕入れ税額控除不可(※))
- ※なお、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ 税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられています。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの参加費等 ・・・ 80%控除可能 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの参加費等 ・・・ 50%控除可能

目 次

X—NIHONBASHI 〜街づくりを通じた宇宙ビジネス	くの拡大へ・・・・	•••••	3
にほんばしうまいものめぐり「榮太樓總本鋪 榮太村	婁飴」••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7
マネジメント講座「今、求められる管理職のリスキリ	ング」・・・・・・・・	•••••	8
法人会だより「令和6年度税制改正に関する陳情」・		•••••	10
法人会だより「公益目的事業のための寄附金」にご協力	力いただきました	••••••	11
令和6年度税制改正大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12		
日本橋税務署からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14		
中央都税事務所からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15		
中央区役所からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16		•
ぜいきんクイズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17	3 A 3)
法人会今後の予定・編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18		



~街づくりを通じた宇宙ビジネスの拡大へ~

三井不動産 日本橋街づくり推進部

1. はじめに

三井不動産は2019年に発表した「日本橋再生計画 第 3 ステージ」における重点構想「新たな産業の創造」の戦略カテゴリーとして宇宙領域を定め、日本橋の街づくりを通じて宇宙ビジネスの拡大への貢献を目指しています。将来の市場拡大が期待されているだけでなく、人類や地球規模の課題解決に繋がる可能性を秘めている宇宙ビジネス。当社の本業である街づくりを通じた新たな産業創出への挑戦の経緯を簡単にご紹介したいと思います。

2. 日本橋再生計画・産業創造

1990年代末、バブルの崩壊後に活気が失われていた日本橋の街に、もう一度賑わいを取り戻そう、と地元・官民が一体となり日本橋再生計画が始まりました。20年以上に渡って進めてきた日本橋再生計画において、地域共生、界隈創生、水都再生と並ぶ街づくりの柱として取り組んでいるテーマが「産業創造」であり、社会課題の解決に資する将来性ある産業の創出・拡大を、街づくりを通じて支援する取り組みです。

江戸時代に薬種問屋が集まり、今も数多くの製薬企業が集積する歴史的背景と、健康長寿という社会課題解決に貢献するため、2016年にライフサイエンス領域の産学官とともにオープンイノベーション推進事業を開始。多様なプレイヤーが集まるオフィス、カンファレンスホール等の場の整備に加え、イベントやプログラムの開催を通じて様々なコミュニティを構築する、一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン(LINK-J)を設立しました。このライフサイエンス・イノベーション・推進事業が、当社が「宇宙」領域のイノベーション推進事業に取り組み始める素地であり、JAXAとのご縁はLINK-Jに加入頂いたことがきっかけでした。2018年に、宇宙関係者が連携する場として「宇宙ビジネス拠点 X-NIHONBASHI」を開設。2023年にはオープンイノベーションの推進を目的とした一般社団法人クロスユー(クロスユー)が活動を開始しました。LINK-Jにおいてこれまで培ってきたビジネスマッチングのノウハウに加え、産官学によるサポート体制を提供することで、多様な業界のプレイヤーの組織を超えた「繋

がり·結びつき·発展」を促し、日本橋から世界の宇宙産業を活性化させるとともに、地球上の課題解決に応用していくことで持続可能な社会の実現を目指します。

3. 場の整備

宇宙スタートアップが次々と立ち上がり、産学官のプレイヤーの方々の共創する「場」を求めるニーズが高まっていた時期と重なり、宇宙ビジネス拠点X-NIHONBASHIでは開設初年度から、年間200回以上の宇宙関連イベントが開催。その後、宇宙ビジネス拠点X-NIHONBASHIや、既に取り組んでいたライフサイエンス・イノベーション推進事業での実績をご評価いただき、2020年6月にJAXAのオープンイノベーションによるビジネス創出プログラム(J-SPARC)の活動拠点に、日本橋を選定頂いたことで新たな拠点設置に向けた動きが始まり、2020年12月、2つ目の拠点として、「X-NIHONBASHI TOWER」を日本橋三井タワーに開設しました。さらに、2023年4月にクロスユーの本格稼働に合わせて、一層の会員間のコミュニケーションを促進すべく、X-NIHONBASHIの後継拠点として、多様なビジネスファシリティを備えた「X-NIHONBASHI BASE」を開設しました。



(X-NIHONBASHI TOWER)



(X-NIHONBASHI BASE)

これらの拠点は、コワーキング&カンファレンススペース、会議室、バーラウンジ、オンライン配信スタジオ等を備え、JAXA、ispace、宇宙サービスイノベーションラボ他、様々な宇宙スタートアップや社団法人等、宇宙関連企業、団体が拠点を構えられています。

4. コミュニティの構築

宇宙領域のイノベーション推進には、場を整備するだけではなく、様々なプレイヤーとコミュニティの構築をすることが極めて重要と考えています。昨年11月にアジア最大規模の宇宙ビジネスイベント、NIHONBASHI SPACE WEEKを、1週間に渡り日本橋で開催し、多くの産官学のプレイヤーにご参加頂きました。会期中では日本橋エリアの各所で関係者が出会い、ネットワーキングも開催され、参加者から「新たな宇宙事業につながる偶然の出会いや気づきがあった」との声が多く聞かれました。世界の宇宙開発が官から民へとシフトする変革期にある中で、産学官の多様な層の宇宙関係者が顔を合わせることで新たな「化学反応」が生まれやすくなっています。

また、日本企業と海外企業の連携推進や非宇宙領域からの参入を促進することを目的としたイベントである X-NIHONBASHI Global Hub も開催。これまでに、アメリカ航空宇宙局(NASA)や、イギリス大使館とイベントを実施。有難いことに他の宇宙機関からも連携依頼を頂戴しており、今後も拡大を予定しています。



(NIHONBASHI SPACE WEEKの様子)

5、その他の取り組み

上記のように、三井不動産は宇宙産業領域のビジネス活性化を通じ、当社の目指す姿である「持続可能な社会の構築の実現」への貢献に加えて、宇宙産業を通じた日本橋の街づくりに取り組んでいます。例えば、宇宙ビジネスの中心地として宇宙関連企業の集積が進んでいるエリアの特性を生かし、エンターテインメントとして幅広い方々に宇宙に触れ楽しむ機会を創出することを目的としたHELLO SPACE WORK!NIHONBASHI(11月)の開催や、ファッション・サイエンス・アートなど様々な星空の楽しみ方を一堂に集めた、新感覚イベント「宙フェス」(11月)の誘致を行いました。

最先端の都市機能や歴史·文化·コミュニティ、神社や森、舟運など多彩なユニークベニュー·ユニークサービスに恵まれる特徴を生かし、「宇宙の街 日本橋」を目指します。



(HELLO SPACE WORK!NIHONBASHIの様子)

にほんばしうまいものめぐり

逐 祭 左 楼 셶 本 鋪 榮 太 樓 飴



榮太樓飴の中で一番古い「梅ぼ志飴」



ポケット缶



飴に「榮」の一文字が刻印されている



煮上がったみつの形を整えて次の工程へ送る



榮太樓總本鋪日本橋本店の内観

「和飴」とは異なり、砂糖を原料とする飴です。砂糖と水飴を材料にして煮詰めていくという点で南蛮渡来の細工菓子「有平糖(あるへいとう)」に近しいといえましょう。歯に付かずカリカリと軽やかに噛み砕けるキレのよさに加え、砂糖の熱分解により生じるカラメルを主体とした複雑な風味は、独特のコクがあり飽きがきません。その榮太樓飴シリーズのなかでも一番古い「梅ぼ志飴」の名前は、その大きさと色、形からきています。赤くて小さな

榮太樓飴は、日本に古来からある米や芋などを材料にした

三角の粒。指でつまんで仕上げるのでちょっとシワも寄っていて・・・。まるで本物の梅干しのような飴を見たお客様が洒落心を込めて呼んだのがそのまま品名になったのです。

榮太樓總本鋪 東京都中央区日本橋1-2-5 https://www.eitaro.com/



マ ネ ジ メ ン ト 講 座 今、求められる管理職のリスキリング

株式会社ジェイック 取締役 古庄 拓

最近目にする「リスキリング」とはデジタルスキルの習得だと思われがちだが、中小企業が成長するうえで必要なのは、管理統制・トップダウン・説得中心の昭和型マネジメントから、対話重視で部下の主体性や強みを引き出す令和型マネジメントに切り替える「リーダーシップのリスキリング」だ。



■ 求められる管理職像の変化

経営者・役員・人事部門を対象に実施した「求められる管理職像の変化とその課題に関するアンケート調査(2023年9月、ジェイック実施)」で、20年前の管理職像と現在の管理職像とでは求められる度合いが大きく変化した項目がある。

たとえば「管理職には対話のコミュニケーションが求められると思う」は20年前の管理職像32% ⇒現在の管理職像53%と21pt高い。逆に「管理職には部下の管理と統制が求められる」は49.5% ⇒23.5%と26pt低下、「管理職にはトップダウンの進行が求められると思う」も39.5% ⇒14.5%と25pt低下した。

昭和や平成初期は、上司が自身の経験をもとに指示・命令することで成果をあげられた。しかし、価値観や時代の変化に伴って成果につながるマネジメントのやり方は変わってきている。

■ 令和のマネジメントで押さえるべき3つのポイント

①対話力の向上

昭和の時代は「上司の指示に従いなさい」「仕事は見て覚えなさい」という指導が基本であり、背景には、「上司に従っていれば、いずれ役職や待遇がついてくる」という動機付けがあった。しかし、今の若者は役職や待遇だけでは動かない。また、見て覚えるというやり方は「生産性が低い」と思われてしまう。従って、部下と対話しながら動機付ける、目的やプロセスを分かりやすく教えることが重要だ。



②強みを生かす育成力

昭和型のフィードバックは部下の課題や弱みを指摘し、奮起を促すことが主流であっ た。しかし、現在は課題を指摘するだけのフィードバックは自信を失わせ、成長を妨げてし まうこともある。現在も課題克服が必要な場合はあるが、従業員の強みを見いだし、最大 限に生かすマネジメントを軸とした方が効果的だ。

③ボトムアップ型のチームビルディング

昭和の管理職には部下を管理統制する力が求められた。しかし、今は上司が正解を 知っているとは限らない。現場に近い部下のほうが顧客ニーズや最新動向をつかんでい る場合も多い。従って、上司には部下の考えや意見を引き出して意思決定するボトムアッ プ型のマネジメントが求められている。

■ 今の管理職に求められる力

令和の時代に組織のパフォーマンスを高めるには、 上司が一方的に指示・命令・フィードバックをするので はなく、対話を通じて、部下の声に耳を傾け、強みを生 かして動機付けるマネジメントが重要となる。人手不足 が進行する中で部下のパフォーマンスを高められてい ない管理職には、令和型マネジメントの3要素「対話力 の向上」「強みを生かす育成力」「ボトムアップ型のチー ムビルディング」を身に付けてもらうことが必要だ。



【筆者紹介】 古庄 拓(ふるしょう・たく)

1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベン チャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの 事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社取締役。人材育成や採用支援の知 識・ノウハウを発信している。

「無料法律・労務・相談室」がさらにパワーアップ メールでもご相談いただけます!!



【相談方法】当会HPの会員ページ内「無料税務・労務・法律相談室」からご相談ください。 アドバイザー 第一東京弁護士会 担当弁護士 社会保険労務士

旧本橋法人会 検索でお願いします。

令和6年度税制改正に関する陳情

適正公平な申告納税制度の確立 と納税道義の高揚に努め、地域社 会に貢献することを基本理念として 幅広い事業活動を展開している法 人会ですが、その活動の重点事項 の一つ「公平な税制改正要望の実 現」のために、毎年地元選出議員に 陳情しております。

本年度も三田会長、相川税制担 当副会長、鈴木税制委員長、事務局 で2023年11月27日に東京第2区 選出の辻清人衆議院議員に陳情訪 問しました。

公益社団法人日本橋法人会と公 益社団法人京橋法人会の連名で令



和6年度税制改正に関する要望書を提出し、陳情内容を鈴木税制委員長より説明致しました。



左より、相川税制担当副会長、辻 清人議員、鈴木税制委員長、三田会長

皆様のご支援ありがとうございます!

宏様 相 Ш 和 社 伊 仙様 株 会 力 場 株 会 社 岡 永 様 式 会 有 狠 社 神 株 会 社 黒 屋様 江 古賀オール株式会社様 新日本管財株式会社様 株式会社スイファ中央様 西武信用金庫日本橋支店 様 株式会社第一成和事務所 様 株 江 会 社 仙様 東匠建設株式会 社 様 株式会社ハクエイエンタープライズ 様 丸信商事株式会社様 芳 \mathbf{H} 裕様 株式会社山川商 リードケミカル株式会社様

青木幸弘税理士事務所樣 株式会社エムトレード様 樫村工機株式会社様 世 久 貴 会 社 社 様 力 元 裕 国分グループ本社株式会社 様 繁 限 社 74 鮨様 力 善 株 会 社 様 株式会社千疋屋総本店様 株式会社タナチョー様 成鋼管株式会社様 東タオル株式会 社 様 業株式会 社 様 高 産 株 社 ギ様 式 3 ヤ 适 藤 株 社 様 式 会 有限会社吉プロモーション 様 (五十音順)

より寄附金を頂戴いたしました。

- ◆ 寄附金は日本橋法人会の公益目的事業に使わせていただきます
 - 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
 - 地域企業の健全な発展を目的とする事業
 - 地域社会への貢献を目的とする事業



租税教育活動 和税教室



税に関する 絵はがきコンクール



税務研修会 実践セミナー



税を考える週間 街頭 PR 活動

寄附金は個人・法人を問わず、どなたでもしていただけます

- ◆日本橋法人会への寄附金は税制上の優遇措置が受けられます
 - 個人の方のご寄附の場合は所得控除が、法人企業のご寄付は通常の 一般寄附金とは別枠として損金算入が認められます。

詳しくは、日本橋法人会事務局 Tel:03-3667-1736 までお問い合わせください。

令和6年度 税制改正大綱

-法人会の税制改正提言-

~法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の 金額が5,000円から10,000円に倍増~

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、指金不算入となる交際費から除外さ れる飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の 定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和 を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正 交際費の損金不算入制度の延長と改正 交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和 9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不当 たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き 上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費か ら適用になります。中小企業特例が利用できない会社で は、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に 利用していくべきです。中小法人については、従来通り年 間800万円まで損金算入が可能です。

の原別的なル 税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控 除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活 躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%		
4%以上	15%	ト乗せ5%	 上乗せ5%
5%以上	20%	工業セラル	工来63%
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が 2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率 に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人 と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員 数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援	
3%以上	10%	ト乗せ5%	ト乗せ5%	
4%以上	15%	工来已370	工来已270	

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はブ ラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール 資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次 の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援	
1.5%以上	15%	ト乗せ5%	ト乗せ5%	
2.5%以上	30%	工来已370 	工来已370 	

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はく るみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設 日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。 青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価 法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

|外形標準課税 外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金 1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人 だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本 をと資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外 形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開 始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前 事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後 最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金 と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標 準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)**倒産防止共済の損金算入の制限** 独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産 防止共済にについて、共済契約の解除があった後、共済 契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2 年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る 掛け金については損金算入できません。令和6年10月以 後の共済契約の解除について適用されます。

相続税·贈与税関係

(1)事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限 事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限 が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延 長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従 来通りです。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は	・断熱等性能等級5以上かつ
一次エネルギー消費量等級4以上	一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以 後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1)定額減税

定額減税 令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の 住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定 額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万 円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、 同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と 子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になり ます。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正 ①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。 ②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。 (イ) 設立以後5年末満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。

れます。 (回設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられ

ついては、1,200万円から3,000万円にすることになります。 ③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適 用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。 ④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新 株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当し なかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で 提供できることになります。

(3)**エンジェル税制の改正** エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることになります。

(4)住宅ローン減税の改正

はもローノ城代の改正 認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。 ①40歳未満であって配偶者を有する者 ②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の

扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6 生中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間 延長されます。

(5)既存住宅のリフォームに係る税額控除 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。 なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年 間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年 度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組 みが継続されます。

消費税関係

(1)プラットフォーム課税の導入 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2)国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し ①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。 ②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。 ③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例についる事業の開始時に、新規設立法人の範囲に、その事業者の間外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を行したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3)国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し 課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないことになります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4)高額特定資産の見直し 高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡 易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期 間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200 万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕 入れ分から適用されます。

(5)**適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ** 1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕 入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超 える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80% の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6)登録申請書の提出期限の変更

(本本・現事ンな出別限の多丈 インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動 販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要と されました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記 載について、運用上記載がなくても改めて求めないもの とされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人 税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449

HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

~日本橋税務署からのお知らせ~ 書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

令和7年1月からの 申告書等の控えへの 収受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化に おける手続の見直しの一環として、令和7年1月から、 申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、 申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付) してい ただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等 を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。 詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。



----- 詳細はこちら





ー中央都税事務所からのお知らせー

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和6年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種 類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームペ ージをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせ ください。

(注)納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を 行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っ ております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。





主税局 HP(縦覧について) 主税局 HP(本人確認方法について)

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。



利用できるアプリ



PavPav



モバイルリラ





Rakuten R Pay





注意事項

- ■領収証書は発行されません。
- ■納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- ■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが 読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一 QR コード (eL-QR) のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることでも納付できます。 利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

(QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

ェルダブグス eLTAXを利用した

電子納税 をご利用ください!



対 象 税

☆特別区民税・都民税(特別徴収分)

☆特別区民税・都民税(退職所得に係る納入申告)

金融機関等 へのお出か け不要

複数の地方 公共団体へ の一括納付

納付事務の 負担が軽減

こんな メリットが!!



ご利用方法

1利用届出 eLTAXのホーム

ページから利用届 出を提出してくだ さい。

(提出済みの方は 不要です)

2 電子申告

PCdeskなどの eLTAX対応ソフト ウェアから申告書 を作成・送信して ください。

> ③納付情報入力 >> ④納付方法選択 >

納付する税金の種 類や納付先などの 情報を入力してく ださい。

インターネットバ ンキングまたはダ イレクト納付を選 ぶことができます。

多納 税

取引金融機関の ネットバンキング や、事前に登録し た口座から引き落 としされます。 (即時または指定日)

よくあるご質問 Q&A

- Q.電子納税した場合、領収証書は 発行されますか?
- A. 紙の領収証書は発行されません。 納付洛の確認メッセージや納付履 歴が画面上で確認できます。
- Q. 還付が発生した場合、システムで 返金してくれますか?
- Aシステムでの還付は行いません。 中央区から還付の通知をお送りい たします。

ご利用に当たっての注意点

- ① 退職所得に係る納入申告は e L T A X による電子申告が必要です。
- ② 指定番号や納入金額の確認や入力のために、最新の「給与所得等に係る特別区民 税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」をご用意ください。
- ③ 電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

問い合わせ先

eLTAXの登録・利用・操作方法について

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459 ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp

月割額の決定・変更について

中央区総務部税務課課税係 電話 03-3546-5270~5275

納入の確認について

中央区総務部税務課収納係 電話 03-3546-5276~5278

○区役所職員が、納入書やeLTAXを利用せずに、特定□座への振り込みを依頼することはありません。 振り込め詐欺にご注意ください。



ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者 には10名に図書カード(1,000円相当 額)を差し上げます。

<応募方法>

官製はがき、又は下記のFAX応募用 に答(①~③のいずれかの記号で答え る)と、会社名・所在地・所属部課・氏名 をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製ハガキの場合は、「春季号 (第254号)の答」と明記し、問を解答し て下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛎殻町1-10-7 蛎殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局 FAX(3663)3307

締切日

2024年 5月 31日 (当日消印有効)

発表

夏季号(第255号)当会報誌上 (2024年 6月末発行) (**問**) 令和 5 年12月22日に「令和 6 年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和 6 年分の所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)を実施することとされております。当該定額減税の概要について誤っているものはどれでしょうか。次の 3 つの中からお選びください。

なお、当該税金クイズは、令和6年1月31日時点での「令和6年度税制改正の 大綱」に基づいて作成しています。

- ① 令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方(給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(注)である方)である。
 - (注)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2.015万円以下となります。
- ② 所得税の特別控除の額は、本人(居住者に限ります。)30,000円、同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限ります)1人につき30,000円の合計額である(注)。
 - (注)その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。
- ③ 給与所得者に係る特別控除については、令和6年5月1日以後最初に支払われる給与等につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税の額から特別控除の額に相当する金額が控除される。

新春号税金クイズ(253号掲載)の解答

新春号(第253号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ③

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、「電

子帳簿等保存」、「スキャナ保存」、「電子取引データ保存」の3つの制度に区分されています。「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいますが、「電子取引データ保存」に関しましては、全ての法人・個人事業者がご対応いただく制度となっております。



国税庁HP

保存要件等詳細につきましては、右記二次元バーコード から国税庁のホームページをご覧ください。

抽選結果発表

当会報新春号(253号)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。 おめでとうございました。

青山 志津子	市來	希美	折 笠	泉	谷	□ 俊	森井	丰佐登代
麻野 真琴	奥田	紋子	川口	洋一	藤	田 秀昭	矢野	予 智子

日本橋法人会の今後の予定

開催日	行 事 内 容	会 場	開始時刻
令和6年4月 4日(木)	新入社員ビジネスマナー研修	東実健保会館	13:00~16:30
令和6年4月 9日(火)	4月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和6年4月12日(金)	経理実務の基礎講座	スペース丸八	13:00~16:30
令和6年4月23日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和6年4月24日(水)	4月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和6年4月25日(木)	第1回源泉所得税定額減税研修会	法人会研修室	13:30~15:00
令和6年4月26日(金)	第2回源泉所得税定額減税研修会	法人会研修室	13:30~15:00
令和6年5月16日(木)	第3回源泉所得税定額減税研修会	法人会研修室	13:30~15:00
令和6年5月17日(金)	5月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和6年6月 6日(木)	第13回 通常総会・特別講演会	東実健保会館	13:30~16:00
令和6年6月13日(木)	6月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和6年6月14日(金)	"	//	13:30~16:00
令和6年6月19日(水)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。 詳細が決定次第、ホームページにUPいたします。是非ごらんください!!

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認下さい

最新の情報はホームページをご覧下さい!! 日本橋法人会

Q 検索

編集後記

「令和6年能登半島地震」から約3か月が経ちました。この震災で亡くなられた方々に哀悼の意を 表し、ご遺族と被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。震災の被害は極めて大きく、半島 特有の地形や道路・水道等のインフラが壊滅的な打撃を受けたことから、復旧・復興にはかなりの 長い時間を要することが想定されます。

今号の特集は三井不動産・日本橋街づくり推進部様に"街づくりを通じた宇宙ビジネスの拡大" についてご寄稿いただきました。2018年に宇宙関連ビジネスの集積と産業活性化を目指す 「X-NIHONBASHI(クロス・ニホンバシ)」を立ち上げ、最新の「知」と「情報」が集まる共創の「場 」を提供してきた三井不動産の取り組みです。「宇宙の街 日本橋」に夢溢れる未来を感じます。

うまいものめぐりは榮太樓總本鋪第二弾「榮太樓飴」です。昔から親しまれているお菓子ですが、 細部に至るまで手をかけた製造工程には唯々驚くばかり。まさに飴の名品、改めてご賞味ください。

法人会だよりは三田会長と税制委員会による辻議員への税制改正に関する陳情の記事と法人会 への寄付ご協力者の報告です。日本橋法人会 の「公益目的事業」の活動についても触れて いますのでご確認下さい。

税務署、都税事務所、中央区からのお知ら せは、令和6年度税制改正大網とともに必ず お目通しをお願いします。

これから春爛漫の好季節を迎えます。未だ 不自由な暮らしを強いられている能登の人た ちに、一日も早く、平穏な日常が戻ることを 願ってやみません。

広報委員長 飯田 永介

にほんばし かわら版

令和6年春季号

第254号(通巻297号)

中央区日本橋蛎殻町1-10-7 発行所

公益社団法人 日本橋法人会

話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 長 三田 芳裕 広報委員長 飯田 永介 編集人